

「神戸市介護保険サービス事業者等調査実施要綱」改正にかかる意見公募について

1. 主旨

介護保険法の改正によって、要支援者が利用する介護保険サービス（予防給付）のうち訪問介護と通所介護については、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）に移行することとなりました。

神戸市では、平成 29 年 4 月から総合事業を開始する予定で、総合事業の第 1 号訪問事業・第 1 号通所事業を行う指定事業者を集団指導・実地指導・監査（以下「指導等」という。）の対象とするため、本要綱の改正を行います。

2. 改正（案）の概要

（1）指導等の対象に「介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業を行う指定事業者」を加えます。

本要綱の改正により新たに指導等の対象となる事業者は、第 1 号訪問事業のうち「指定介護予防訪問サービス事業者」及び「指定生活支援訪問サービス事業者」、並びに第 1 号通所事業のうち「指定介護予防通所サービス事業者」です。

（2）介護保険法には、第 1 号訪問事業・第 1 号通所事業を行う指定事業者に対する実地指導の根拠規定がないため、本要綱を根拠とする実地指導として位置付けます。

（3）要綱の名称を「神戸市介護保険サービス事業者等調査実施要綱」から「神戸市介護保険サービス事業者等指導実施要綱」に改正します。

3. 改正する要綱の施行予定日

平成 29 年 4 月 1 日